

ゼロカーボンシティ実現に向けた今後の取組

●岸田総理は、昨年の※COP26で、2030年までの期間を“勝負の10年”と位置づけ、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減、さらに、50%に向け挑戦することを約束しました。

●我孫子市では2020年7月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。今後いかに目標を達成していくかが課題となっています。

(1)「地方公共団体実行計画」区域施策編の策定

●自治体は、地球温暖化対策推進法に基づき、また、政府の決定した地球温暖化対策計画に即して、「地方公共団体実行計画」を策定することになっています。

●（実行計画は、自治体自身の排出量の削減計画である事務事業編と※市域全体の排出削減計画である区域施策編の2種類で構成されていますが、）

昨年（2021年）の法改正により、我孫子市でも区域施策編を策定しなければならなくなりました。

◎市は区域施策編をどのように策定するのか、お考えをお聞かせください。

再質問

◎環境省のマニュアルでは、自治体独自の環境基本計画その他の計画と統合することも可能だとしていますが、

◎何故、環境基本計画と統合したのか？

◎また、マニュアルには、事務事業編と区域施策編を一本化することも可能であり、むしろ一本化を推奨しています。

◎しかし、市は一本化しないで、事務事業編はエプロジェクトとして

残し、区域施策編だけを環境基本計画と統合する理由はないか？

以上2点お答えください。

※COP26：2021年10月31日から11月12日までイギリスのグラスゴーで開催された第26回気候変動枠組条約締約国会議

※区域施策編：これまでは都道府県・政令指定都市・中核市が策定義務の対象でしたが、法改正(2021年5月)によりその他の市町村は努力義務となった。

(2) 市域全体の温室効果ガス排出量と吸収量の把握

●第四次総合計画基本計画には、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として温室効果ガス排出量と吸収量の把握が挙げられている。そこで、先ず、

ア. 市域全体の温室効果ガス排出量の把握

●これまでは、自治体自身の行政活動に伴う温室効果ガス排出量だけを「エコプロジェクト」で把握し、市域全体の排出量は把握していませんでした。

●市レベルで市域全体の排出量を推計することは、統計の不備などで厳密性に欠けると言われており、また、作業に膨大な時間がかかります。

●そこで、国のマニュアルでは、環境省が公表する「自治体排出量カルテ」等、既存ツールの活用をすすめています。

●特に、我孫子市のように初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村においては、「自治体排出量カルテ」を積極的に活用し、分析に要する手間を削減し、生み出された時間やリソースを対策や施策の検討、実施のために活用することをすすめています。

◎今後、市域全体の温室効果ガス排出量を把握する際は、市の人的・財政的状況を考慮し、『自治体排出量カルテ』等、既存のツールの活用

を提案させていただきます。

イ. 森林等の温室効果ガス吸収量の把握

●カーボンニュートラルを実現するためには、森林等の温室効果ガス吸収量も把握しなければなりません。

◎吸収量については、これまでまったく把握していませんでしたが、今後、どのように把握するのか、お考えをお聞かせください。

(3) 公共施設等の脱炭素化

●国のマニュアルでは、区域施策編の策定が努力義務となる市町村(特に小規模な自治体)においては、先ず、公共施設等の脱炭素化に注力することをすすめています。そこで、

ア. 公共施設の省エネ化について

●市はこれまでLED照明の導入などで省エネ化を図ってきました。しかし、エネルギー使用量は増加し温室効果ガス排出量も増加しています。

●今後は、国の支援策などを利用し、LED照明など省エネ設備の一層の導入促進を図るべきだと考えます。

●また、国は省エネと創エネによってエネルギー消費量を正味でゼロにする建築物※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を推奨しています。

●公共施設の更新、改修の際には、公共施設を高断熱建築物に移行していくべきだと考えます。

◎今後の公共施設への省エネ設備の導入促進、また、高断熱建築物への移行について、お考えをお聞かせください。

イ. 公共施設への再生可能エネルギーの利用促進

●公共施設に再エネ発電設備を設置し、発電した電力を自家消費すれば、温室効果ガス排出量の削減を図るだけでなく光熱水費の削減につなが

ります。さらに※新クリーンセンターのように余剰電力を売電すれば市の歳入確保策のひとつにもなります。

●また、災害時に避難所となる公共施設の電力を賄うことにもなります。

◎国の支援策などを活用して、今後、公共施設の再エネ設備、特に太陽光発電設備の設置促進を図るべきだと思います。お考えをお聞かせください。

◎また、今後の公共施設での再生可能エネルギーの利用割合の数値目標、公共施設への太陽光発電設備の設置目標、

◎さらに、公共施設の更新や改修時における太陽光発電設備の設置計画の策定について、お考えをお聞かせください。

※新クリーンセンター：排熱を利用し発電した電力を自家消費することで、温室効果ガス排出量の削減とともに経常経費(光熱費)の削減を図る。さらに、余剰電力の売電によって年間約7千万円の収入を見込んでいる

※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)：省エネによってつかうエネルギーを減らし、創エネによってつかう分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。

ウ. 国の脱炭素化促進事業制度の積極的活用

●国では、令和3年の法改正で、公共施設の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に、新たに「脱炭素化事業」を追加しました。

●具体的には、太陽光発電の導入、建築物における※ZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入などの地方単独事業が対象です。

●事業期間は令和4年度から令和7年度

●事業費は1,000億円

●地方財政措置は公共施設等適正管理推進事業債です。

◎公共施設の脱炭素化のために、国の脱炭素化促進事業制度を積極的に活用して、省エネ、創エネを促進していただきたいと考えます。市の見解をお聞かせください。

エ. 電力調達について

●将来的には、公共施設を省エネ化し、使用する電力は太陽光発電設備などで発電し自家消費することが望まれます。

●しかし、全ての施設で直ぐに省エネ化や創エネ設備の設置はできません。当面は世田谷区のように再生可能エネルギー電源の電力調達に努めなければなりません。そこでお尋ねします。

◎現在の市の電力調達における再生可能エネルギーの割合をお聞かせください。

◎また、以前、環境への負荷を低減する電力調達のあり方を検討することのご答弁をいただいています。進捗状況をお聞かせください。